

交通政策審議会第13回港湾分科会資料

石 卷 港 港 湾 計 画 書

— 改 訂 —

平 成 1 7 年 3 月

石 卷 港 港 湾 管 理 者

本計画書は、

- ・平成元年6月第17回宮城県地方港湾審議会
- ・平成元年7月港湾審議会第128回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成9年10月第27回宮城県地方港湾審議会幹事会
- の議を経た石巻港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| I | 港湾計画の方針 | 1 |
| II | 港湾の能力 | 5 |
| III | 港湾施設の規模及び配置 | 6 |
| 1 | 公共ふ頭計画 | 6 |
| 2 | 旅客船ふ頭計画 | 7 |
| 3 | 木材取扱施設計画 | 7 |
| 4 | 専用ふ頭計画 | 7 |
| 5 | 水域施設計画 | 8 |
| 6 | 外郭施設計画 | 9 |
| 7 | 小型船だまり計画 | 9 |
| 8 | マリーナ計画 | 10 |
| 9 | 臨港交通施設計画 | 10 |
| IV | 港湾の環境の整備及び保全 | 13 |
| 1 | 港湾環境整備施設計画 | 13 |
| 2 | 廃棄物処理計画 | 13 |
| V | 土地造成及び土地利用計画 | 14 |
| VI | その他重要事項の計画 | 15 |
| 1 | 大規模地震対策施設計画 | 15 |
| 2 | 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設 | 15 |
| 3 | 船舶の物資補給需要等への対応 | 16 |
| 4 | 船舶の適正な収容 | 16 |

I 港湾計画の方針

1 港湾の沿革及び役割

石巻港は、仙台湾北部に位置し、古くから石巻市を中心とする宮城県北部の物流拠点として発展してきたところであり、とりわけ昭和39年に重要港湾に指定されてからは、新産業都市仙台湾地区の地域開発の中核として重要な役割を果たしてきた。

石巻港は、掘込式港湾として整備がなされ、紙・パルプ工業、木材・木製品製造業、飼肥料製造業等を中心とする産業を背後に控え、原材料の輸入基地として、これら背後地域の産業活動を支えている典型的な工業港である。

しかし、掘込式港湾である釜地区は、直背後に工場や臨港道路等が整備されていることから、水際線及び用地とも拡張の余地がない状況にある。

そこで、船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備と立地企業の拡張用地の確保、また、緑地や海洋性レクリエーション機能の充実による港湾環境の改善と潤いのある港湾空間の形成を目的として、雲雀野地区の整備が進められており、平成10年に水深13m岸壁1バースの一部供用を開始したところである。

平成14年の石巻港の港勢としては、入港船舶数は、外航・内航合わせて7,097隻を数え、取扱貨物量は、外貿349万トン、内貿147万トン(うちフェリー1万トン)、合計496万トンに達している。外貿の主要貨物は、チップ、原木、石炭及び米穀類、内貿では、米穀類、動植物性製造飼肥料及び石油類となっている。

2 石巻港を取り巻く状況

石巻港は、紙・パルプ関連、木材・木製品製造業関連、飼肥料関連等の基幹産業を支える生産活動基盤としての役割を担っている。本港の立地工場は、近年の我が国の経済社会情勢の変化等の中にあっても、東北地方の拠点として工場の集約が進められるなど、紙・パルプ、木材・木製品、飼料業界内でも高い競争力を有し、今後とも安定した生産活動が営まれるものと考えられる。よって、本港は、東北地方における木材・飼料の拠点港、宮城県の開発拠点港として、物流機能の拡充や、これらの基幹産業を支える工業港としての機能をさらに充実させていく必要がある。

石巻港では、主要貨物の輸送船舶の大型化に伴い、大水深岸壁が不足していることもあり、沖待ち、喫水調整による入港が強いられている。立地企業においては、国際的な競争力を確保するため、物流コストの削減を図る必要がある、大水深岸壁の整備を要請している。また、雲雀野地区においては、風波及び長周期波を抑え、安全な荷役を確保する必要がある、早期の港内静穏度の確保が強く要請されている。

物流機能を効果的に発揮させる観点では、水域により分断された東西を結ぶ臨港交通体系の整備や、港湾と高規格道路間(三陸自動車道や国道45号等)との交通アクセスの強化を図る必要がある。

安全な港づくりという観点では、背後に県下第2位の人口を有する石巻市を抱え、地域住民の生活の安全確保や産業活動の維持を目的とした防災機能の強化として耐震強化岸壁の整備が必要である。

魅力ある港づくりという観点では、市民等から水際線の開放及び

緑地・広場等の整備が望まれており、また、内港地区においてはフェリー・旅客船のバリアフリー化が必要となっている。また、公共水域におけるプレジャーボートの適正な保管が望まれている。

さらに、県内で発生する建設残土等の受け入れ先の確保及びその有効利用が求められている。

3 計画の方針

経済・産業のグローバル化が進展し、国際間・企業間の競争が激しさを増す中、石巻港は、『産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献する港湾』を将来像として掲げ、石巻港への多様な要請に対応するため、平成20年代後半を目標年次とし、以下のように方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 港湾背後企業の競争力を強化するため、物流コストの削減に資する、船舶の大型化に対応した物流機能の強化を図る。
- 2) 大規模地震発生時の緊急避難及び緊急物資輸送などの対策を進めるとともに、効率的な耐震強化岸壁の配置を図る。
- 3) 安全で効率的な荷役と船舶の安全な航行・停泊を確保するため、港内静穏度の向上を図る。
- 4) 港湾と背後地域及び港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 5) 循環型社会の構築に向けた対応や建設コストの縮減を図るため、浚渫土砂や背後圏などからの建設残土を受け入れる空間を確保する。
- 6) 中心市街地と港の交流・レクリエーション機能を連携させ、賑

わいのある港まちの再生を図る。

- 7) 港内に放置されているプレジャーボート等を集約するため、既存施設を有効活用した海洋性レクリエーション機能の充実を図る。
- 8) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域600haと水域2,100haからなる港湾空間を以下のように利用する。
 - ① 雲雀野地区中央部及び釜地区中央部は、物流関連ゾーンとする。
 - ② 雲雀野地区中央部、釜地区の東部及び西部は、生産ゾーンとする。
 - ③ 雲雀野地区西部は、交流拠点ゾーンとする。
 - ④ 雲雀野地区東部から内港地区及び雲雀野地区西部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
 - ⑤ 大曲地区及び釜地区東部は、船だまり関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

| | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 取扱貨物量 | 外 貿 | 520万トン |
| | 内 貿 (うちフェリー) | 130万トン (1万トン) |
| | 合 計 | 650万トン |
| 入 港 最 大 標 準 船 型 | | 6万D/W級 |
| 港湾施設利用者 | 旅客施設利用者 | 10万人 |

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 雲雀野地区

米穀類、林産品等の外貿貨物、特殊品、その他鉱産品等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m (配置の変更)

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 480 m

(うち 1 バース既定計画)

ふ頭用地 16 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 10 ha 既定計画)

既定計画

水深 1.4 m 岸壁 2 バース 延長 560 m

水深 1.3 m 岸壁 2 バース 延長 520 m

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 190 m

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 520 m

ふ頭用地 38 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-2 釜地区

以下の施設を廃止する。

既設

水深 4.5 m 岸壁 6 バース 延長 440 m

1-3 内港地区

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 60 m 〕

2 旅客船ふ頭計画

内港地区

離島定期航路のバリアフリー化に対処するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

小型さん橋 1 基

3 木材取扱施設計画

釜地区

水面貯木場 水深 2 m 面積 8 h a (規模の変更)

〔 既設
水面貯木場 水深 2 m 面積 12 h a 〕

4 専用ふ頭計画

釜地区

(西浜ふ頭)

既定計画どおりとする。

〔 既定計画
水深 7.5 m 岸壁 延長 780 m 〕

(日和ふ頭)

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深 4.5 m 岸壁 延長 330 m
既設の専用ドルフィンを廃止する。

5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画
雲雀野地区 外港航路 水深 14 m 幅員 350 m

5-2 泊地

雲雀野地区 水深 10～14 m 面積 116 ha

(うち 1 ha 既定計画)

釜地区 水深 7.5 m 面積 19 ha (既定計画)

既定計画
雲雀野地区 水深 10～14 m 面積 181 ha
釜地区 水深 7.5 m 面積 20 ha
水深 10 m 面積 2 ha

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

雲雀野地区 南防波堤 延長 2,630 m
(うち 1,500 m 既設、430 m 既定計画)

西防波堤 延長 700 m (うち 600 m 既設)

(既定計画
雲雀野地区 南防波堤 延長 4,300 m)

7 小型船だまり計画

7-1 雲雀野地区

既定計画を削除する。

(既定計画
防波堤 延長 140 m
物揚場 水深 4 m 延長 450 m
ふ頭用地 3 ha)

7-2 釜地区

(日和ふ頭)

プレジャーボートの適正な係留・保管のための小型船だまりを次のとおり計画する。

小型さん橋 4 基

防波堤(分離) 延長 140 m

ふ頭用地 1 h a (既設)

なお、これに伴い、水面貯木場の防波堤(分離) 30 mを撤去する。

(西浜)

既定計画どおりとする。

(既定計画
岸壁 水深4.5 m 延長350 m (専用))

8 マリーナ計画

雲雀野地区

既定計画を削除する。

(既定計画
防波堤 延長310 m
小型さん橋 3基
船揚場 延長15 m
レクリエーション施設用地 2 h a)

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

9-1 道路

臨港道路 釜北線

(区間A) 起点 臨港道路東1号線

終点 鷺塚町

4車線 (既設)

| | | | |
|------|----------|-------------|-------------|
| | (区間B) 起点 | 鷺塚町 | |
| | 終点 | 市道定川堤防線 | 4 車線 (既定計画) |
| 臨港道路 | 西海岸線 | | |
| | (区間A) 起点 | 臨港道路東海岸線 | |
| | 終点 | 西浜東端 | 4 車線 (既定計画) |
| | (区間B) 起点 | 西浜東端 | |
| | 終点 | 西浜港湾関連用地 | 4 車線 |
| | (区間C) 起点 | 西浜港湾関連用地 | |
| | 終点 | 西浜工業用地 | 4 車線 (既設) |
| | (区間D) 起点 | 西浜工業用地 | |
| | 終点 | 国道45号 | 4 車線 (既定計画) |
| 臨港道路 | 雲雀野中央線 | | |
| | (区間A) 起点 | 臨港道路東海岸線 | |
| | 終点 | 雲雀野中央ふ頭 | 4 車線 (既設) |
| | (区間B) 起点 | 雲雀野中央ふ頭 | |
| | 終点 | 雲雀野南ふ頭 | 4 車線 (既定計画) |
| 臨港道路 | 雲雀野西線 | | |
| | 起点 | 臨港道路雲雀野西緑地線 | |
| | 終点 | 臨港道路雲雀野中央線 | 2 車線 |
| 臨港道路 | 雲雀野西緑地線 | | |
| | 起点 | 臨港道路東海岸線 | |
| | 終点 | 雲雀野交流拠点用地 | 2 車線 |
| 臨港道路 | 雲雀野東線 | | |
| | 起点 | 雲雀野南ふ頭 | |
| | 終点 | 臨港道路東海岸線 | 2 車線 |

臨港道路 雲雀野東西線
 起点 臨港道路雲雀野中央線
 終点 臨港道路雲雀野東線 2車線

既定計画

臨港道路 西海岸線
 起点 臨港道路東海岸線
 終点 国道45号 4車線

臨港道路 雲雀野西線
 起点 雲雀野西ふ頭
 終点 臨港道路雲雀野中央線 4車線

臨港道路 雲雀野東線
 起点 雲雀野南ふ頭
 終点 臨港道路東海岸線 4車線

臨港道路 雲雀野東西線
 起点 臨港道路雲雀野中央線
 終点 臨港道路雲雀野東線 2車線

9-2 ヘリポート

既定計画を削除する。

既定計画

雲雀野地区 ヘリポート 2ha

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

雲雀野地区 緑地 24ha

釜地区 緑地 3ha（規模の変更）

| | | | |
|---|-------|----|------|
| （ | 既定計画 | | |
| | 雲雀野地区 | 緑地 | 42ha |
| | 釜地区 | 緑地 | 4ha |

2 廃棄物処理計画

浚渫土砂、陸上残土等92万m³を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について次のとおり計画する。

雲雀野地区 廃棄物処理・活用用地 10ha

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地4ha、交通機能用地1ha、緑地5haとして土地利用を図る。

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：h a)

| 用途 地区名 | ふ 頭 用 地 | 港湾関 連用地 | 交 流 拠 点 用 地 | 工 業 用 地 | 交通機 能用地 | 緑 地 | 合 計 |
|-----------|------------|------------|-------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 雲雀野 | (4) 51 | 4 | (1) 2 | 87 | 12 | (10) 24 | (15) 179 |
| 釜 | 37 | 12 | | 295 | 33 | 6 | 383 |
| 内 港 | 2 | | | | | | 2 |
| 大 曲 | 1 | | | | | | 1 |
| 合 計 | (4) 90 | 15 | (1) 2 | 383 | 44 | (10) 30 | (15) 564 |

注1) ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：h a)

| 用途 地区名 | ふ 頭 用 地 | 港 湾 関 連 用 地 | 交 流 拠 点 用 地 | 工 業 用 地 | 都 市 再 開 発 用 地 | 都 市 機 能 用 地 | 交 通 機 能 用 地 | 緑 地 | その他 緑 地 | レクリエ ーション施 設用地 | 合 計 |
|-----------|-------------|-------------------|-------------------|--------------|---------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|----------------------|--------------|
| 雲雀野 | (76) 76 | (16) 16 | (10) 10 | (129) 129 | | (6) 6 | (23) 23 | (42) 42 | | (2) 2 | (304) 304 |
| 釜 | (2) 42 | 12 | | 244 | 46 | | 28 | 7 | 4 | | (2) 383 |
| 内 港 | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 大 曲 | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| 合 計 | (78) 121 | (16) 28 | (10) 10 | (129) 373 | 46 | (6) 6 | (23) 52 | (42) 49 | 4 | (2) 2 | (306) 689 |

注1) ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項の計画

1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

雲雀野地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m

なお、緊急物資の保管や配送拠点等、復旧・復興活動を支援する場として以下の緑地を活用する。

雲雀野地区 緑地 1 4 h a

雲雀野地区 交流拠点用地 2 h a

道路

臨港道路 雲雀野中央線 4 車線

臨港道路 雲雀野西線 2 車線

臨港道路 雲雀野西緑地線 2 車線

2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

雲雀野地区

外港航路 水深 1 4 m 幅員 3 5 0 m (既定計画)

岸壁 水深1.4m 1バース 延長280m(配置の変更)

水深1.2m 2バース 延長480m

(うち1バース既定計画)

泊地 水深1.4m 面積6.6ha

水深1.3m 面積2.2ha

水深1.2m 面積2.6ha(うち1ha既定計画)

防波堤 南防波堤 延長2,630m

(うち1,500m既設、430m既定計画)

道路 臨港道路 西海岸線

(区間A) 起点 臨港道路東海岸線

終点 西浜東端 4車線(既定計画)

(区間B) 起点 西浜東端

終点 西浜港湾関連用地 4車線

3 船舶の物資補給需要等への対応

作業船・官公庁船等の物資補給・待機・休けい需要に対応するため、既存施設を有効活用し、物資補給岸壁としての利用を図る。

釜地区

岸壁 水深4.5m 5バース 延長300m

4 船舶の適正な収容

港湾区域を適正に管理するため、港湾区域内等において顕在化する放置艇への対応として、釜地区の静穏水域・既存施設の有効利用を図りつつ簡易な係留施設を配置し放置艇の適正な収容を図る。